

確定申告の準備

確定申告書の作成に必要な書類をあらかじめ準備します。

提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告（簡易課税制度を適用しない場合）には、以下の書類を必ず提出してください。

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）
- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表 2）

※ 旧税率（3% 又は 4%）が適用された取引がある場合は、付表 2 に替えて付表 1 と付表 2-(2) を提出する必要があります。

※ 還付申告の方（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した場合）は、消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）を確定申告書に添付して提出する必要があります。

申告書に記載された申告者で本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》

- マイナンバーカード（個人番号カード）

※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》

- ① 番号確認書類 及び ② 身元確認書類

①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	■ 通知カード ■ 住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り） などのうち、いずれか一つ
		+
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	■ 運転免許証 ■ パスポート ■ 公的医療保険の被保険者証 ■ 身体障害者手帳 ■ 在留カード などのうち、いずれか一つ

※ 還付申告書（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方）は、番号確認書類の提示等を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税額計算に便利な書類

『1. 基礎知識』でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。そこで、所得税の青色申告決算書や収支内訳書等の決算額を基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。

次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利です。ご利用ください。

- 課税取引金額計算表（事業所得用）…〔表イ〕
- 課税売上高計算表…〔表ロ〕
- 課税仕入高計算表…〔表ハ〕

※ この手引きでは、これらの計算表を使用して、税額の計算方法を説明しています。上記のほか、課税取引金額計算表には不動産所得用、農業所得用があります。

参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。あらかじめ準備しておくとう便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の分かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の分かるもの	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡（取得）金額の分かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の分かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

その他の項目

リバーチャージ方式による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

Q. 提出する書類はどこで入手できますか？

A. 2通りの入手方法があります。

●インターネットで
国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

●税務署で
税務署の窓口を用意しています。所轄の税務署でお尋ねください。
税額計算に使用する付表も、同様に入手できます。

この手引きの 25 ～ 29 ページに、確定申告書、付表 2 及び計算表（表イ・表ロ・表ハ）の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。